

## 苫小牧市民自治推進会議（平成26年度第2回）会議録

開催日時 平成26年6月18日（水）午後6時30分～午後8時35分  
開催場所 苫小牧市役所9階 第2委員会室  
出席委員 高野会長、佐藤副会長、青山委員、川上委員、川島委員、竹谷委員、  
谷岡委員、水口委員、家守委員  
欠席委員 福井委員  
事務局 政策推進室長（木村）、市民自治推進課長（加賀谷）、  
市民自治推進課長補佐（中村）、市民自治推進課主査（吉田）、  
報道機関 苫小牧民報社記者  
傍聴者 なし

### 1 開会

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただ今から、苫小牧市民自治推進会議を開催したいと思います。高野会長の方から、また、よろしくをお願いします。

### 2 会議

- (1) 市民自治の取組状況（平成25年度）の調査結果について
- (2) 苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望等（平成25年度）について

●高野会長 はい、皆さん、こんばんは。という時間でもまだないと思うんですが、（明るいので）「こんにちは」なのかちょっと難しいところなんですが、皆さんお集まりいただきましてありがとうございます。26年度2回目の市民自治推進会議をこれより始めたいと思います。

挨拶もそこそこに、色々、話をしなければならない部分がありますので、早速なんですが、一つ目の議題ですね。「(1) 市民自治の取組状況（平成25年度）の調査結果について」という部分から、事務局の方から説明の方をお願いしますと思います。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） はい。皆さん、今日、資料の方はお持ちでしょうか。忘れた方は。大丈夫でしょうか。

●高野会長 はい、大丈夫です。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） それでは、事務局から、御説明させていただきます。初めに会議次第2の「(1) 市民自治の取組状況（平成25年度）の調査結果について」の説明になります。

苫小牧市市民参加条例の中で市民参加手続の対象となる事項が定められており、条例により対象となる事項は、市民参加手続として政策形成手続及び市民意見提出手続が義務付けられています。当然、義務付けがない事項についても同様の手続を行うことは可能となっており、今回の調査については昨年度このような手続相当を行ったものを本年の4月に当課から各課へ回答を求めたものを集約し、報告するものでございます。

初めに、資料の「政策形成手続等実施状況」と書かれた資料なんですが、資料の左上に

ですね、「1 政策形成手続等（審議会等・市民会議・公聴会・意見交換会等）実施状況（平成25年度）」と書かれた資料になります。よろしいでしょうか。

平成25年度の政策形成手続等の実施は、17件でございました。その中で、参加者や傍聴者の人数から比較的市民の感心が高かった案件としては、No.1「苫小牧市まちなか交流センター条例（案）骨子について」、No.2「新大成児童センターへの指定管理者制度導入、貸館使用料の設定及び開館時間の延長について」、続いてNo.13「市立啓北中学校改築計画（案）について」、No.14「苫小牧大成児童センターに係る暖房使用料の設定及び利用料金制度導入に伴う関係規則の一部改正（案）について」の4つの案件でございました。

次に、資料の左上に「2 市民からの意見募集（市民意見提出手続・意見公募手続・任意）実施状況（平成25年度）」と書かれた資料の説明になります。資料の方、よろしいでしょうか。

平成25年度の市民からの意見を募集した件数、パブリックコメントにつきまして、20件ございました。特に多く意見が寄せられた案件としては、No.1の「新大成児童センターへの指定管理者制度導入、貸館使用料の設定及び開館時間の延長について」の案に対し17件、No.2「苫小牧市立中央図書館への指定管理者制度導入のあり方、開館時間の延長及び開館日の拡大について」の案に対し70件の意見が寄せられておりました。また、意見の提出が寄せられなかった案件は、11件でございました。

次に、資料の「3 協働事業実施状況（平成25年度）」と書かれた資料になりますが、よろしいでしょうか。

協働につきましては自治基本条例の基本原則の一つであり、「市民及び市がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること」と規定されておりますが、これを前提として、昨年度実施された協働事業について各課へ回答を求め、集約し、報告するものでございます。

平成25年度に行われた協働実施事業については27件ございまして、例年継続して実施している事業は23件あり、新規、単年度の事業としてはNo.9「苫小牧市男女平等参画宣言都市記念式典」、それともう一つ、No.20の「読み聞かせ・文庫応援フェスタ2013」、の2件ございました。また、平成25年度新規事業で今後も継続事業となるのが、No.14「苫小牧市ステーションパトロール隊」、もう一つがNo.27「苫小牧市美術博物館ボランティア運営登録事業」の2件でございます。

次に、「審議会等実施状況」と書かれた資料になりますが、左上の方に「4 審議会等実施状況（附属機関）（平成25年度）」と書かれた資料の説明になります。よろしいでしょうか。

こちらにつきましては、市民自治推進課と行政監理室により昨年度の附属機関、私的諮問機関等の実施状況等について集約し、一覧表として提出するものでございます。

附属機関につきましては41機関、私的諮問機関等は22機関あり、公募委員のいない附属機関が22機関、公募委員がいない私的諮問機関が17ありましたが、公募委員のいない機関については、専門性が高いもので公募になじまないものであったり、公募したが応募がないなどの理由によるものでございます。

次に、会議次第2の「(2) 苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望等（平成25年度）について」の報告になります。資料のですね、左上の方に「市民参加条例の施行に関する市民からの要望等の状況（平成25年度）」、こちらは苫小牧市市民参加条例第19条の規定により、この条例の施行に関して市民から要望等として出された意見については各担当課で検討し、結果について各担当課で公表されているところですが、これら個別の要望と検討結果について集約し、報告するものでございます。

平成25年度市民参加条例の施行に関する市民からの要望等については、1件ございま

して、「苫小牧市立中央図書館への指定管理者制度導入、開館時間の延長及び開館日の拡大について」の案に対して、「市民参加条例の適用はないのか。」という意見が寄せられており、担当課からの回答につきましては、別紙のとおりとなっております。

「市民自治の取組状況（平成25年度）の調査結果」及び「苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望等」の報告については、以上でございます。

●高野会長 はい、ありがとうございます。

今までの説明に関して、何か委員の方から御質問はありませんでしょうか。

●川島委員 ちょっと私からあの3点。あの、今、最後にね、お話しになった市民参加うんぬんなんですけれどね、ちょっとあの、ホームページでそこ、こう見ていたらですね、まあ、あの、パブリックコメントですよ。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） はい。

●川島委員 これ。31件ありましたと。で、ただし、その中で今回この（市民）参加条例（第19条）に関するものが1件だったという、そういうことですね。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） はい。寄せられたパブリックコメントの意見の中でですね、（市民参加条例第）19条に該当する意見として寄せられたものは1件だったということになっております。

●川島委員 ここは、あの、「市民参加条例について」という、限定での意見ですね。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） はい、限定されたところ（意見）になっております。

●川島委員 それから2点目ですけど、あの、2番の市民からの意見うんぬん（2 市民からの意見募集）っていうところで、あの、1件目のその、新大成児童センターありましたけれど、これ、（意見提出件数が）17件で合ってますか。9件ではないですか。

ちょっとここ、私、見たら9件だったような感じだったんですけど。

まあ、後で確認をしてください。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） はい。

おそらく、同じ項目としてですね、寄せられた意見に対しては一つというふうにもまとめ方をされておるような、はい、集約になっております。

○事務局（木村政策推進室長） 川島先生の9件というのは、その回答の内容が9件だったということですよ。

●川島委員 はい。

○事務局（木村政策推進室長） ですから、同じ内容で集約されているものに対しては、あの、1件。同じものでも2件、3件ということになりますので、そういう寄せられた意見としては17件あったけれども、回答項目としては9件というような形になっている

と。

●川島委員　そうですか、はい、はい。すいません。

あと、それと気になった、その、パブリックコメント。まあ、0が11件。

あの、「パブリックコメントが0。」というのをどう評価していいのかなっていうところなんですけれど。あの、どういうふうに捉えたらいいのでしょうかっていう。

あの、やっぱりこう、市民から意見が、あの、関心がなくてなかったのか、分からなくてなかったのか。そういったところを私たち、今後、どう考えていったらいいのかなってところで、何か事務局の方であれば教えていただきたい。

○事務局（吉田市民自治推進課主査）　そうですね。今、川島委員おっしゃられたとおりですね、あの、市民の関心がないものに関しては、まあ、0ですとか、意見に賛成している方は意見を出されないという状況があってですね。それと、まあ、こちらのパブリックコメントの求め方が悪くて「意見、出したかったけど、よく分からなくて出せなかった。」というような二つが考えられると思うんですけれども、もし、こちらのパブリックコメントのですね、出し方が難しくて意見を出せなかったということになればですね、こちらの方としてもより分かりやすいパブリックコメントの意見の求め方というものを、まあ、改善していかなければならないですし、まあ、何かいい方法があればこの会議の中でもいい方法というのを考えていければと思っております。

●川島委員　一応、じゃあ、それに関連して。

あの、パブリックコメントっていうのは、そもそも、市民に意見を聴くというものですよね。

○事務局（吉田市民自治推進課主査）　はい。

●川島委員　で、あの、「賛成なのか」、「反対なのか」ではないんですよね。

○事務局（吉田市民自治推進課主査）　そうです。賛否を問うものでは、

●川島委員　だから、そこら辺のところ、なかなかこう実感として、「どう答えて」、「どう反応して」いいか、これが分かりづらいのではないかなっていう、何かそういうのを前々から思っているんですけども、どうなんだろうかといいところなんです。

○事務局（吉田市民自治推進課主査）　そうですね、パブリックコメントの制度の趣旨としては、あの、まあ、行政案が固まる前にこう、広く市民にですね、意見を求めて、市民がこう意見する機会を保障するところがまあ、目的としてはありますので、まあ、先ほどおっしゃられたように政策へのちょっと賛否を問うようなものではないので。

まあ、例えば多くの反対意見が寄せられたからといってですね、なかなか「じゃあ、廃止にしますよ。」とかがっていうふうにはなかなかちょっと難しいのかなと。まあ、制度の問題なのかもしれないんですが、何というか、まあ、こちら行政側としては、まあ、その意見を「何で反映しなかったか。」という理由を丁寧に説明していくですとか、そういった市の考え方を曖昧じゃなく的確に伝えていくっていうようなことが必要になってくるのではないかといいところがございます。

●川島委員 で、最後に「パブリックコメントを出しました。」「それで、あの、市の方から回答をいただきました。」、で、それが新しい政策にね、「反映されるかどうかってのは、それは分かりませんよ。」ということですよ。

要するに、あの、条例骨子ができて、パブリックコメントが出されて「これはこうした方がいいんじゃないか。」に関しても、それで、「その骨子等、条例案等が変更されるってことはない。」というふうに理解していいんですか。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） あの、まあ、当然、パブリックコメントで寄せられた意見につきましては、担当課の方でその意見を当然、検討してですね、案に取り入れられるようなものがあるのであれば、それを反映させていくということは可能なのかなというふうには思うんですけども、まあ、ちょっとその辺は、飽くまで担当課の判断というところになってしまいますので、まあ、ちょっと必ずしも反映されるかどうかとなりますと、ちょっと別の問題になってこようかと思えます。

○事務局（木村政策推進室長） まあ、ちょっと、あの、川島先生の今の補足させてもらいますけども、全体的に言って、このパブコメに関しては、やはり、この市民参加条例が始まったときからその、「いかにしてその、皆さんの意見を吸い上げるか。」ということはずごく課題になっております。ですから、こういう意見が0っていうことを指してですね、議会などでも「単なるアリバイ作りか。」なんていうことも言われてるのも確かでありますので。ですから、こうやって、段々、年数が経っていく中で、その、パブコメをどうやって市民にお示しし、施策の計画案ですとかをいかに分かりやすくですね、あの、お示しするかっていうのは、本当に、これ、課題になっている。

ただ、私ども、やっぱり、お示しするのは色んな計画なりを策定した時点で、その計画そのものをこう出してしまいますんで、それで見ると側にとってみれば「これに、どこに何を言えばいいの。」っていうことも当然、出てくるだろうと思えますので、まあ、色々、その中で更にその何か論点を整理してお示しするだとか、そういう工夫っていうのは、当然、これからしていかなきゃいけないのかなあっていうふうには思っています。

それと、あの、「この意見が反映されるのか。」っていうことで言えば、これは反映できるような体制を作るために、あの、こういうパブコメをしてるっていうふうな基本的な考え方はありますので、ですから、あの、「計画の中で全てがもう、こうやって決まったんだから、これ以外はもう、なんぼ言っても駄目だよ。」っていう、そういうものではない。計画の立案過程においてそういう意見を聴くわけですから、当然、あの、市民から出された意見をしっかりと検討した上で「これは、反映させるべきだ。」というものであれば、これまでも反映させてきた部分というのはありますし、あの、「反映させない。」って最初から、あの、するんだったら、これは止めた方がいいと思ってますし、基本的にはそういうあの、市民の考え方を施策に反映させるためのパブコメだというふうに私どもは考えてやっております。

●川島委員 はい、はい、いいです。

●水口委員 ええとあの、そのパブリックコメントの件ですけども、まあ、これはあの、毎年、問題になっているというか、同じことをずっとずっとですね、言って。まあ、あの、2年前の（苫小牧）民報さんにも大きく取り上げられたんですけども。

まず、あの、（パブリックコメントを）公表するっていうか、まあ、それ、時間的な色々な制約とかあるんだけども、結果的に遅いというか、何か建物なんかだったらもう、設備

の設計できあがって、「はい、こうですよ。」って言ったって、それから（計画案の）変更はまずできないような状態でやっても、まあ、何かこう、まあ、「役所」って言ったら悪いですけども、こう、「既成事実をやりました。」「市民向けにやりましたよ。」（というのでは）、なかなか（市民からの意見を）反映するのは、多分、難しいんじゃないかなと思うのと。

それとあの、言葉がすごく役所的になるから、パブリックコメントをパッと提示されても「何を言えればいいんだろう。」っていう。ね、市民目線でないって言ったらかおかしいけど、まあ、市民目線で言っちゃうと、すごい誰かが見ると「何、この文書。」ってなるのかも知らんけど、何かその辺のこう、工夫が何か必要なのかなっていうふうには感じますけどね。

まあ、難しい問題だとは思いますがね。まあ、毎年ね、いつも問題になって（パブリックコメントのタイミングが）遅いとか、まあ、検討するけども、また、っていう感じ、何かこう、堂々めぐりというような、難しいところなんですけれどもね。

○事務局（木村政策推進室長） まあ、どの時点でパブコメを募集するか、意見募集するかっていうのは、どうしても私どもの政策という色んな計画なんかを示さなければ、パブコメってできないような中で、最初から、例えば「この施設、建てるのオッケーですか、駄目ですか。」っていう聴き方っていうのは、このパブコメではないと思ってますんで。そこを築き上げるために色んなそういう市民（ですとか）、こういう審議会か何かでもんだ上でパブコメをするだとか、色んな手法の中での、あの、複合型のパブコメ。あの、2種類、パブコメ、プラス重要な案件については、こういう審議会だったり市民説明会やったり、そういった中でパブコメをしますんで、「最初から、パブコメでこう、投げかける。」っていう手法ではないもんですから、なかなかその、時期設定っていうのは私どもも難しいなっていうふうには思ってるんですけどもね。

●水口委員 難しいのは、易しくならんのかね。

●高野会長 まあ、それは本当にもう水口さんとかも長くやっついてらっしゃるんで、毎年同じ、多分、議論がこの審議会で繰り返されてはいると思うんですけども、川島委員のおっしゃるようなこともまあ、間違いなく出てきますし、何年か前は、「0（件）っていうのは、本当にホームページにアクセスしてないんじゃないか。」って言って、「ホームページのアクセスのカウンターをチェックしてみよう。」って言って、チェックしたら「1,000件くらいは見てるけど、意見は0だった。」と。よく見たら、内部で庁内で見ている人も、もちろんいたということも、もちろんありました。

ただ、その、今後ですね、今日ちょっと後ろの方で住民投票の話でまた出てくるっていうか、そこ、むしろメインに話さなければならぬだろうなっていう部分の一つあって、それ、市民周知という部分になってきます。

で、その市民周知の仕方っていうのは今まで色々なパターンがありまして、まあ、もちろん市民参加条例に基づいてやる手続もありますし、そうじゃない行政手続条例に基づいてやる手続もありました。任意でやるっていうのも、もちろんあるんですけども。

その、やり方がそれで本当に「今まで正しかったのかどうか。」っていうのは、まあ、今回、検証をしなければ、多分、ならないというふうに思うんですよ。で、検証した上で、それがまあ、いい方法だったらもちろん採用すればいいと思いますし、この審議会で「今までそれやって、意見こなかったんだったら、もっと違うことを考えなければならぬんじゃないか。」っていう意見が出れば、もちろん、それは、それを採用してやってみるっていうことに、多分、なると思いますので。

これはまた、ちょっと後ろの方でその話が多分出たときに、皆さん、色々な意見を。今まで他の審議会とかに出られている方もたくさんいらっしゃると思いますので、その中で「こう感じたんだけど、もうちょっとこうした方がよかったんじゃないか。」っていう意見を委員さんから出していただいて、まあ、それを今度、住民投票の市民周知に活かしていければ、それでうまくいけば、他の条例なり、まあ、その建物作るときのパブリックコメントとかに活かせるんじゃないかっていうふうに私は考えていますので、皆さんから色々な意見を聴いて、こう、手続を進めたいなと思います。

他、何かありませんでしょうか。(1)と(2)ですね。今、(1)と(2)まで説明していただいたんですけども。

協働事業の部分っていうのは、これは何か基準、「これだったら、協働事業だ。」っていうのをこれに挙げてるんでしょうかね。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） 協働事業の考え方なんですけれども、基本的にはあの、自治基本条例の中でですね、協働を前提として考えることになると思うんですけども、その、個別の事業についてですね、その明確な基準っていうのは、正直、設けるのがちょっと難しい部分がありまして、現在、我々の方で行っている調査はですね、まあ、飽くまでも協働事業になるかの判断は、担当課の方の判断に任せているという状況にあります。

●高野会長 これを見ると、「あっ、これは協働事業、市民との協働だな。」っていうものももちろんあるんですけど、「これ、どうなんだろうか。」っていう部分も、中にはありませんよね。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） ちょっと、明確なその、基準がないっていうのがありますので、

●高野会長 まあ、「協働」っていう、僕も何年もこの場で同じことを言ってると思うんですけども、「協働」っていう、多分、言葉の概念自体が多分、明確ではないので。

ただ、それに代わる言葉も今のところないですから、まあ、私もやむを得ずそれを使っているんですけど、何かちょっと微妙なものもありますよね、「成人式の企画立案」とかって。「これ、協働事業なんじゃないかな。」っていうものもありますよね。

ゴミゼロとかそういう、市民全員がこう、やれるようなものとか、むしろやってまちをきれいにするとかっていうようなものに対しては、もちろん異論は全くないんですけども、一部の部分の人しか対象になってないようなもので「協働事業」っていうふうに言われちゃうと、なかなか難しいのかなって思うんですよ。津波の避難計画だとか、こういうのはむしろ、一市民と、むしろ町内会ですよ。その、該当する町内会の町内会員さんと、まあ、市と一緒に考えて、避難経路とかを考えなければならぬものだと思うので、こういうのは全然、該当するんだろうかあとは思うんですが。

これを何か明確にするつもりというのは、事務局ではあるんでしょうかね、今後。「協働事業というのは、まあ、具体的には、これ、これ、こういうもので、それ以外は、まあ、そうとは言えないよ。」っていうような感じにする、こう、ガイドライン的なようなものを考えているのか、

○事務局（吉田市民自治推進課主査） 今日、後段のところであの説明があるかと思うんですが、あの、協働ガイドラインというものをですね、昨年度、策定しておりまして、今

日、資料にも付いていると思うんですけども、ガイドラインが一つのまあ、指針にはなるかなというふうには考えているんですけども。その協働ガイドラインの中でもですね、一応、協働とは、（ということ。）

●高野会長 そしたら、ちょっとそこの方に先に話を進めてもらって、また、他の委員さんからもまた、意見出ると思いますので。

### (3) 市民自治によるまちづくりに向けた取組について（平成25年度）

●高野会長 そしたら、それは(3)ということですよ。会議の次第では3番目ということですよ。はい。

ちょっと、その部分も説明してもらった上で、ちょっとまた、皆さんから意見求めたいと思います。とりあえず、(3)の部分について、ちょっと事務局の方から説明の方をお願いしたいと思います。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） それでは、「(3) 市民自治によるまちづくりに向けた主な取組について（平成25年度）」ということで、昨年度、実際にですね、当課で取組を進めた主要な事業について、簡単に御説明したいと思います。

大きく三つございまして、まず、自治基本条例の子ども向け冊子を作って普及啓発を進めていこうというような取組が一つ目です。それから二つ目はですね、パブリックコメント、市民からの意見募集のフォームの統一について、庁内マニュアルを再度整備をしたという内容になります。それから三つ目につきましては、あの、市が協働事業を進めるに当たってのですね、市の基本的な考え方や市の職員の心構えを示すという意味から「協働のガイドライン」という形でガイドラインを策定したというこの3点になります。

まず1点目のですね、「わたしたちのまちの自治基本条例～苫小牧市自治基本条例～」の作成についてということで、こういうカラーになっている冊子をお配りしているかと思えますけれども、これにつきましては平成24年度にですね、市民編集グループの編集ボランティアさんの中で内容を十分協議をさせていただいて、それで下地を作っていたという経過があります。それで、平成25年度につきましては、その議論を踏まえた中でですね、最終的に冊子として完成をさせるということですね、当課において検討して25年度に完成したという形になります。

それで、この冊子の作成の目的なんですけれども、自治基本条例のその、普及といいますか、周知等の意味もあるんですけども、「若年層を中心とした、その、市民自治によるまちづくりの考え方を知らせていく必要があるのではないか。」ということですね、中学校の出前講座等を活用してですね、まあ、その中で授業の1コマに組み入れてですね、我々が説明に行って、そういう考え方を周知していこうという取組をしていくに当たってですね、こういうような冊子を活用した中で授業展開をしたいなという考えもございまして、このような形のパンフレットを作成、子ども向け冊子を作成したということになります。

現時点で想定しているのはですね、中学校3年生を対象として社会ですね、公民の時間の1コマですね、試験的に中学校の方にですね、売り込みに行ってですね、まあ、何校か進めていければと考えておまして、内々ではですね、あの、中学校長会の方にお話しをさせていただきまして、今年の秋口に具体的にそのような取組を進めたいということを考えているところでございます。

一応、あの、「わたしたちのまちの自治基本条例（子ども冊子）」につきましては、昨年

の、昨年3月の市民自治推進会議の中で、一応、あの、作成の途中報告ということで一部お話しをさせていただいたんですけども、まあ、今回、完成したということもございまして、皆様方にお知らせしたいという趣旨で今回報告させていただいております。

それから、2点目のですね「市民からの意見募集（パブリックコメント）のフォームの統一化」ということですね、これはあの、推進会議の中でもですね「パブリックコメントのフォームの統一化については、進めるべきでないか。」という意見もありまして、私もといたしましては、「マニュアルを再整備する必要があるのではないか。」ということで、内部で検討を重ねておりました。それで、あの、実は、昨年秋口に公表しようと考えておったんですけども、市役所のホームページの形態がですね、CMS管理という新しい管理方法になったということもありまして、当初、私どもの方で想定していたマニュアルがちょっと出せなくなったという内部事情がございまして。

それで、そのCMSが具体的に稼働したのが2月、本年の2月ということで、その2月を越えて、まあ、あの、操作環境が慣れてきた段階の3月、今年の3月にですね、庁内マニュアルとして、再度、整備をしたということと、もう一つはその、システムによってパブリックコメントのページを作るというような形のシステム導入をさせていただいたという経過になります。

それから、併せてですね、「パブリックコメントを実施したんだけど、実際にその、意見が取り入れられているのかどうか。」ということが、議会でも議論になったことが何回かございまして、そのような意見を踏まえまして「実際に取り入れられたものは、Aですよ。」とか、「参考としたものは、Cですよ。」とか、そのような形の表記をして回答をするようにというようなマニュアルとしてですね、再度、整備させていただいたということになります。

具体的にはですね、「市民からの意見の募集に係る事務処理説明書」という冊子があるんですけども、その中に、その中の17ページ、18ページの中でですね、提出された意見とその提出された意見に対する市の考え方を「反映区分」としてA、B、C、D、Eとして表記をするというようなやり方で、現在、統一をさせていただいているということになります。パブリックコメントの本日お配りしているのは、あの、マニュアル相当になりますので、あの、詳細の説明は省略させていただきます。

それから、3番目の「協働ガイドライン」ですけども、これにつきましては、あの、今年の3月に市民自治推進課としまして「庁内の市の職員の心構え」、「協働に対する心構え」を示すために、協働のガイドラインとして整備をしたということになります。これにつきましては、今後、協働を進めていくに当たって、私どもの（指針となるものですが）、今まで協働についてですね、マニュアル等、マニュアルのようなものを庁内的にも示してきていなかったということもありまして、具体的にどのように協働を進めていくのかということが、今後、大切になってくるという考え方からですね、まあ、ガイドラインというような形で考え方を説明しているということになります。

それで、このガイドラインはですね、具体的なその手順を示しているものではなくて、このようなことに十分留意をして、住民とともに、市民とともに協働事業、一緒に問題を解決をしていくために取り組んでいこうということになるのですよね、まあ、「これを見れば、具体的に進んでいく。」というようなものではなくてですね、その前段階の部分としてのガイドラインというような位置付けになるかと思っております。

それで、私どもと致しましては、こういうガイドラインを整備してですね、今後、多様な団体、まあ、個人を含めてですけども、協働を進めていかなければならないと考えておりますけれども、あの、町内会等々ですね、関係団体さんとはですね、色々、その、具体的な協働事業について、今後も進めていくことが重要になると考えておまして、あ

の、今年度、そのような取組を少しでも進めていければと考えておまして、現在、内部では調整をしているところになります。

一応、以上、3点ですね。あの、まあ、昨年度、当課で取組をした市民自治に向けた市民自治によるまちづくりに向けた取組ということで、御報告させていただきます。

以上です。

●高野会長 はい、ありがとうございます。それでは、その、(3)の部分について、委員の方から何か意見ございませんでしょうか。

●川島委員 じゃあ、ちょっといいですか。

●高野会長 はい、どうぞ。

●川島委員 あの、市民からの意見の募集ということで、まあ、あの、さっき、あの、「意見をですね、取り入れて。」っていう話をさせていただきました。

で、あの、こういう形でちょっとホームページ、今、もう、じゃあ、実際に見る。何ていうんですか、ホームページ、こう、レイアウトされているっていうことでもいいんですか。（それとも、）これからこれを行うっていうことですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） ええと、4月1日からこのマニュアルを施行しておりますので、あの、現在はこの形で、26年度からは統一をした運用を行っているところでございます。

●川島委員 で、あの、まあ、先ほどの、その、「パブリックコメントが何件かありましたよ。」というのは、じゃあ、これ全部、このAからEのところは全部付いてるっていうふうな形になっているんですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そのような形になります。

あの、意見を出したんだけど、結局、答えも書いてあってですね、あの、「じゃあ、それは最終的にどういう扱いだったのか。」っていうのが分かるのが望ましいのではないかという考え方からですね、意見の区分を設けて表示をしているという考え方になります。

●川島委員 あの、まあ、さっきあの、図書館に関してのね、意見のうんぬんというところで、まあ、あの、PDFファイルをですね、こうプリントアウトして見たらですね、実はこのA、B、Cっていうのがこれ、そこになかったんですけど、これはちょっと。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 図書館は25年度に実施したものですので、

●川島委員 まだ、やってないか。ああ、そうですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） まだ、このマニュアル施行からですね、日が浅いのでですね、実際に5件、6件くらいかと思うんですよね、実際に。

●川島委員 ああ、なるほど。今の最新版からはこういうふうな形で、「どれが吸い上げら

れてるか。」っていうところが分かるようなシステムに移行しているということですね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） はい、そのような形になります。

●川島委員 なるほど。いや、それだったら非常にいい話だなと思いました。ありがとうございます。

●高野会長 他、ございませんでしょうか。

パブリックコメントのマニュアルができたというのは、非常に良いことではあると思います。まあ、長くこの委員やられている方ももちろん何人かいらっしゃいますけど、まあ、何年も前からとりあえず「パブリックコメントのマニュアルのようなものは、できないのでしょうか。」ということは、再三、言っていましたので、ようやくその形が一つできたというのは、非常にまあ、良かったのではないかなと。

ただ、まあ、これを今後、どう活かすのかっていうのはまあ、これからの課題であって、実際、その、パブリックコメントのその、ホームページのその、何かありましたよね。まあ、フォームができていますので、今はそのフォームのその部分に従って、多分、入力して色々できるんじゃないかなあって思うんですけど。

●佐藤副会長 もしあれだったら、これ、こういう状態でありますので、これ（佐藤副会長のモバイル端末）回して見ていただいて。

それ、あの、緑ヶ丘公園か何かの（パブリックコメント）ですよ。

●高野会長 多分、その、僕は、この案。皆さん、後で（モバイル端末を）回しますけど、案とかっていうのをこう、PDFファイルとかで別枠でファイルを、多分、立ち上げて、まあ、「ここに書き切れないから。」っていう話なのかもしれないですけど、

●佐藤副会長 そこを開いて、色んな資料を出すという形になりますね。

●高野会長 そうなんですよ。フォームとしては、これ、別に全然悪くはないと思うんですが、開いた中身は多分、担当してる担当課が作っていると思うんですよ。

で、結局、その部分が多分、水口さんがおっしゃられたように、何書いているか分からないところがいっぱいあるんですよ。

●水口委員 いや、私だけかもしれませんが。

●高野会長 あの、何を書いているか分からないものがやっぱりちょっと出てこられると、やっぱりそれはまずいので、まあ、フォームとしてはもちろんいいんですが、その文書の書き方っていうのは、まあ、今後、この事務処理の説明書に何かさつき、ちら、ちら、ちらと読むと、

●佐藤副会長 多分ですね、私のように、自分の事務所があって、コピー機があれば、30枚出しても、まあ、いいんですけど。普通の方がね、ジェットプリンターで30枚を出して読むかっていうことは（あるかということなんですよ）。

で、市は逆に、できるだけ市民に情報を伝えたくて、たくさん（資料が）付いてるんですよ。あの、極端な話、（指で大きさを示しながら、）このぐらいのものがボコって出てく

るんですよ。で、じゃあ、それを読むかというところも実はあるんです。

で、なかなか皆さんもそうでしょうけど、パソコンを見てて頭の中に入らなくて、結局、自分で調べようと思うと否が応でもプリントアウトせざるを得ない。じゃあ、普通の方がですよ、インクジェットで20枚、30枚を出すかということもあるんですよ。

だから、すごくインターネットが発達して「市は、できるだけ情報は添付しましたよ。」っていうことになるんですが、それもいいかどうかということもまた、多分、協議の問題。以前よりはすごくオープンにはなったんです。オープンになっただけに、それもまた受け取る側は大変だなっていうところは、実はありますね。

●青山委員 要約したものがあるといいですよ。それはないと。

●佐藤副会長 そうなんです。後でちょっと私の方で、あの、資料が。ちょっと皆さんにお渡しして、意見ができればなと思っているものがあります。

●高野会長 副会長、(モバイル端末を指しながら、)何かこの、AとかCとか書いてあるやつは、多分、過去の。「まちなか再生」のやつ(パブリックコメント)とかは、もう、AとかCとか付いてますよね。

●佐藤副会長 そうですね。これには出てないですよ。これはまだ、募集中なので。

●高野会長 それを見たいらしいんですよ。

●佐藤副会長 ああ、そうですか。はい、分かりました。(端末画面操作を)やっておきます。

●高野会長 まあ、この冊子(わたしたちのまちの自治基本条例～苫小牧市自治基本条例～)も、よくできてるなと思うんです。

仮名振ってると、もっとうれしかったなあと思うんですよ。

●谷岡委員 多分、中学3年程度って言ってるから、

●高野会長 はい。まあ、ただ、配る相手は中3の、中学3年生って、漢字読めて当然だろうとは思いますが。まあ、せつかくよくできてるので、まあ、もっと違うところにも配れるように、ルビでも振ると、

●谷岡委員 だけれども、いや、小学生だったらまた、難しいだろうし。

○事務局(木村政策推進室長) 小学生になると、この言い回しも、多分、そこから変えていかないと、分からないかもしれませんね。

●谷岡委員 ええ。面倒になるよね、これだったらね。

●高野会長 小学生っていうか、まあ、お年寄りとかだったら逆にルビ振ってたりすると喜ばれたりするので。

結局、そういうのがあると、多分、もうちょっと。ただ漢字で書いてるよりは何か親し

みというか親近感は出るかもしれないなあとは思うんですね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） この冊子で全てという形ではございませんので、まあ、色々な展開は当然、今後もしていかなければならないとは考えておりますので、

●高野会長 改訂するつもりはあるっていうことですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） いや、あの、改訂というかですね、今回、これを作った考え方というのは、「じゃあ、どの年代層に対して配布をしていくのか。」っていうことを中心に考えていったという経過がございます。内部の検討においてですが。

それであの、ただ配布をしてしまっても「本当に読まれるのか。」ということ考えたときに、やはり出前講座とセットでなければ（意味がない）。一斉にですね、「1学年、全校に配布をして配っても、きっと効果がないだろう。」という考え方なんですよ。

ですから、授業とセットでこれをやるということで、せつかく相当数の部数も印刷しておりますので、効果的に活用したいというところがやはり私どもとしてはありまして。まあ、そういう出前講座とセットでやればまあ、あの、中身も見ていただいてというようなことなんです。

●高野会長 また、いずれ印刷するときがもしあったら、何か振り仮名とか振ってると、お年寄りには受けそうだなあというのは何となく思ったので、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 中学校3年生を対象にということでは作っておりますけれども、当然ですね、成人に配ってもですね、そんな色はない内容かとは考えてはおりますので、色々なところで周知をしていきたいなとは考えております。

●高野会長 （モバイル端末画面を見ながら）「26年度に実施した結果」というところから見たら、（パブリックコメントの画面が）出てますよね。その、A、B、C、D、E。今の表、（意見の反映状況として）出てますよね。ホームページのトップの市民参加のところから見れますよね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そうですね。

●高野会長 他に何かありませんでしょうかね。

私からちょっと一つだけ。このガイドラインとマニュアルと、多分、まあ、セットで事務局で考えてると思うんですけど、これ、市の職員向けとかには、ただ配っただけという感じなんですか。これからやっぱり説明会をして、職員も学習してもらおうというような考え方でこれから進める予定なんですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、協働ガイドラインとですね、パブリックコメントのマニュアル等につきましては、実は本年の5月に庁内研修を実施をしております。その中でガイドラインの考え方とですね、パブリックコメントのそのマニュアル等々の考え方について庁内での説明会を行っておりますので、それで一定程度の周知はできているのかなと現時点では考えております。

ただ、協働施策についてはですね、具体的な手順を示しているものではございませんので、あの、庁内ですね、協働に対する事業の進め方の認識を高めるということを現時点

では最優先として研修をした経過がございますので、ガイドラインを作って終わりということには当然なっていないと思いますので、協働についての様々な施策については今後とも引き続き検討していく必要があると担当課としては考えているところです。

●高野会長 例えばこれ、色んな課で多分、協働ガイドラインに基づいて色々、今も進めているものも、もちろんありますし、今後も進めることも多分、たくさん出てくると思うんですけども、やってる課どうしでの、こう、意見交換みたいな、っていうのは、特にはしてはいないんですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） その辺は、庁内内部のその、情報共有の考え方にもつながってくる部分かと思えますけれども、当然、あの、1課です、できる政策というのは限界がございますので、関連するような課とですね、誘起的なつながりというかですね、そのような中で進めていくことは、当然、重要なことだと私ども考えておりました。まあ、今年度はですね、下半期にかけてですね、私どもはその市民自治を推進する課としての市民自治推進課なんですけれども、まあ、現状としてその、町内会さんが最大のその協働の相手先ということもございますので、町内会を所管している課がまたございますので、そういう課の意見等々も聞きながらですね、具体的に取組を進めていく必要があるかと考えております。

まあ、あの、関連するような課の中でですね、話し合いが行われていくような形で今後も進めていければと担当課としては考えているところでございます。

●高野会長 じゃあ、ノウハウの提供みたいなものはもちろんされるというような感じですよ。今まで市民自治推進課のようなまあ、ノウハウがいっぱいあるところと、まあ、全くないところと、多分、その差は結構、大きいと思いますので、逆に求められたら提供する。「こういうやり方もありますよ。」とかってアドバイスを、じゃあ市民自治推進課がしたり、他の課で同じようなことをやっていて、それが良い方法だったらそれを庁内的に情報共有してっていう流れには、今後、じゃあ、なっていくさうだということですかね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そうですね。あの、市民自治推進会議の会議所掌としてもですね、当然、パブリックコメントですとか情報共有というところもあるんですけども、その、協働についての取組ということも所掌範囲に含まれているということもございますので、協働についての取組、具体的なですね取組を推進会議の中で検討したいとかっていうような要望とかですね、そのようなものが挙がってきたり、まあ、そういう場合にはですね、当然、一定の検討等をしていく場面も将来的に出てくるのかなと思いますので、そういう取組を今後進めていければと担当部としては考えております。

●高野会長 はい、分かりました。他、ございませんでしょうか。なければ、ちょっと、副会長の方、（モバイル端末画面をずっと見ているようなのですか、）

●佐藤副会長 （先ほどからモバイル端末で市のホームページを見ているのですが、）26年度の（パブリックコメントの）答え（結果）出てるやつ、あるんですか。ちょっと、やってみて。

●高野会長 「まちなか再生」と何か、何か六〇つかそこらくらいはあったはずですが、は

い。

●青山委員（パブリックコメントの結果のページが）探しにくいんですね。見つかりましたね。26年度の。

●佐藤副会長 見つかりました。

●高野会長 「探しにくい。」という声が出ていますので、ちょっと改善の方をすみません、お願いします。

●青山委員（モバイル端末を見ながら）これですよ、26年度の案件、

●佐藤副会長 そうです、この意見ですね。そうですね、進んでくんですよ。進むまでに、ぶつかってしまって。

●高野会長 すぐに（パブリックコメントの結果のページが）出てこないのはまずいで、ちょっとそこは改善の方をお願いします。

とりあえずそこは、また出てきたら皆さん見ていただいて。4番目のちょっとまた、話は少し戻るんですが、住民投票の行政素案について主要論点として最後残っていたのが、「市の権限に属さない事項」についてという部分と、あと、「その他論点」といいますか、まあ、「市民周知」ですね。行政素案が答申された後、若しくはその前の段階で市民周知をしなければならないというふうに考えていますので、その市民周知の部分について皆さんからちょっと意見を募集したいなと思います。

（各委員、パブリックコメントについて、モバイル端末を確認する。）

●青山委員 今のでちょっと思ったんですけど、あの、「探しにくい。」っていうことは、多分、探そうと思っても探せない人が結構いると思うんですよ。今、「検索」使って探したんですよ。だから、おそらく、トップページのところに、もう少し大きい形で「パブリックコメントの場所」を付けてあげれば、もうちょっとレスポンス上がるんじゃないかと。

●高野会長 ホームページのトップは市民参加でしたっけ。そこにクリックすると開くんですよ、確か。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そうですね。あの、そこは何ともお答え、ちょっと難しいところがあるんですけども。

確かに、前のですね、CMSが入る前までは市民参加の部分はかなり上の方です、入口も入りやすく見やすかったのは確かにあるんですね。で、今回もそのような形で対応した部分があるんですけども、ちょっとその部分はうまくいかなかった部分はありません。で、（ホームページの）左の方です。

●高野会長 あれはもう、変えられないんですか、あの、フォームっていうんですか。

●佐藤副会長 フォーマットは変わらないんじゃないですか。大変でしょうから。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐）　そこがベースとなるトップですから、そこが変わることが結構、あの、その、技術的に、まあ、色々な意味で大変だということがありまして、そこはちょっと難しい部分はありません。

●青山委員　恐らくあの、広告欄で、あの、まあ、やってるところあるじゃないですか。あの、バナーの辺りでも全然違うと思うんですけどもね、使い方としては。

多分、そこだと入れ替えもそんなに難しくないだろうと思うんですが。

●高野会長　今、募集している意見は、多分、あの（市ホームページのトップの）真ん中のところ（「新着情報」や「募集情報」）に出ますよね。（モバイル端末を見ながら）これ。このパブリックコメントやってますというのは（「新着情報」や「募集案内」を見れば分かるのですが）。

ただ、結果を見るには「市民参加」っていうところを開かないと出てこなくて、僕も「どこに載ってるんだろう。」と思って、ずっとクリックして「ここに出てるんだ。」っていうのが最近ようやく分かったのです。

そこは、まあ、改善できれば。「システムなんで、もういじりようがない。」っていう技術的な問題ももちろんあると思うんですが、改善できるのであれば、その、多少、位置を変えるとか、ちょっと文字を大きくするとか、その程度だったらできるとかっていうのであれば、ちょっと考えてもらうのはありなのかなとは、思います。

今、こんだけ調べてすぐ出てこないって、ちょっとまずいと思うんで、それはちょっとこの審議会ですという意見が出ていたということで、ちょっとお願いしたいと思います。

#### (4) 住民投票制度行政素案に係る主要論点の検討について

●高野会長　それで、(4)の住民投票の主要論点の「市の権限に属さない事項」について、これ、事務局の方から何か説明ありますか、それとも特には説明せず、委員で話し合うっていう形ですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐）　あの、お送りをしております「住民投票制度行政素案の答申に向けて（案）」という資料でですね、1枚の資料なんですけど、1番後ろに付けておりましたが、ありますでしょうか。

それでは、あの、「(4) 住民投票制度行政素案に係る主要論点の検討について」ということで、「市の権限に属さない事項」と「その他論点、市民周知」についてということなんですけれども。あの、6月の、あの、違いますね、5月までの市民自治推進会議でのですね、議論を踏まえまして、私どもといたしましては、当初、5月答申ということで作業を進めてきたんですけども、5月の時点では最終的な結論を得るまでには至らなかったという経過がございます。

それで、今回ですね、前回の会議でも会長の方からお話がありました、その、「市民に対しての、その、検討経過を公表する必要があるのではないか。」という意見を踏まえてですね、「答申に向けては、このような形で進めるのはどうか。」ということですね、事務局として提出をさせていただいたのがこの資料ということになります。

それでは、内容について簡単に御説明をしたいと思いますけれども、1番目の「市民自治推進会議における審議」ということで、1つ目は住民投票に付することができない事項のうち「市の権限に属さない事項」については、まだ、結論が、最終的な推進会議として

の結論が出ていないのですね、「市民自治推進会議におけるこれまでの検討状況を市民に対して公表するという方向で進めるのはどうか。」ということが1点目です。

それから2点目ですけれども、行政素案の内容を市民自治推進会議における検討の状況、その他住民投票制度については様々な機会を通じた市民への周知を併せて検討していくと。それで、また、行政素案については、「市民からの意見を十分に踏まえた上で最終的に答申をいただくのがよいのではないか。」というのが、これまでの議論を踏まえた上での整理ではないかということで、今回、お示しをさせていただいております。

それから、二つ目ですけれども、「市民自治推進会議による住民投票制度の市民周知」についてということで、これもあの、5月の会議のときだったかと思いますが、「市民自治推進会議としても、パブリックコメントを行っていくというようなやり方もあるのではないか。」とかですね、「様々な周知方策を検討すべきではないか。」というような意見を踏まえて、まあ、このような形が採れるのかどうかというところをですね、たたき（台）として挙げさせていただいているということになります。

それである、1番のところとも関連もするんですけれども、住民投票についてなかなかその、「住民投票とは、何ぞや。」というところが、なかなか市民の中でもまだ十分に周知されていないというかですね、まだ認識がそれほど高まっていないという現状も踏まえまして、「住民投票についての市民周知を併せて行っていく必要があるのではないか。」という考え方からですね、あの、まだ、まちかどミーティングで（説明）できるかどうかというところはあるんですけれども、「まちかどミーティング等による、その、市民への説明を私どもとしても、市としても行っていく必要があるのではないか。」というような一つ目です。

それから、二つ目ですけれども、市民自治推進会議による任意の意見募集ということで、当然、最終的に市民自治推進会議から答申をいただいた後に、私どもといたしましては市民参加条例に基づいてですね、住民説明会あるいはパブリックコメントは行うんですけれども、答申を最終的に行うに当たっての、答申を出すよりも前の段階で市民のその、意見を把握するという趣旨からですね、「市民自治推進会議による任意の意見の募集という方策が採れないだろうか。」というのが二つ目の考え方になります。

それから、その他市民意見を把握するために必要な方策として、もしですね、何か考えられるようなものがあればですね、今日、この会議の中でですね、御議論いただければ、まあ、そういうような中で、私どもも、対応できる限り対応していく必要があるのではないかという考え方でございます。

それで、今後の日程ですけれども、今日の議論を踏まえまして、7月に市民自治推進会議における検討状況を公表、報告をしていくというようなことになろうかと考えておりますけれども、その方向でよろしいかどうかということと、あと、まあ、まちかどミーティング等々でも説明していきたいという考え方はあるんですけれども、まだ、具体的に「まちかどミーティングで本当にやっていけるかどうか。」というところは、本決まり、あの、正式に決定しているところではないのですよね、ここはあの、最終的に少しお時間いただければとは考えてはおりますけれども、事務局としては現時点ではまだ推進会議としての結論が出ていない段階で答申にいくという形はちょっと難しいという判断の中でですね、「このような形で、今後、進めていくのはどうでしょうか。」という、その、たたき台としてお示しさせていただいたものです。

それから、実は、今日、会議に先立ちまして佐藤副会長の方からですね、「市民自治推進会議でパブリックコメントをやるとすれば、このようなやり方があるのではないか。」というようなものをですね、他市の参考事例ということで私どもの方に提供がございまして、それについてこれからお配りをしたいと思っておりますので、併せて、御参照いただいた中で

すね、市民周知相当の方策について御議論いただければと思います。今、資料の方、お配りしますのでお待ちください。

（各委員に佐藤副会長提出資料を配布）

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） それではですね、あの、配布資料はですね、佐藤副会長からいただいておりますので、副会長の方からですね簡単に内容と配布の意図を御説明いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

●佐藤副会長 はい。ええと、皆さん、お手元ですね、まず1つはですね、苫小牧市が出しているもの（意見募集要項）があると思います。で、私の方から市のいわゆるマニュアルというか、出ると。

もう1つはですね、札幌市が、今、あの、募集しているものの中にですね、「エネルギービジョン案に対するパブリックコメント」を実は札幌市がやっています。

内容は別としてですね、面白いなと思ったのは「募集の仕方」とですね、それから、項目が非常に先ほどちょっと皆さん言ったように、1、2、3とかですね、そこにちょっと付いてるかどうか分からないんですが、概要についてですね、もちろんこれはインターネットで広げると色んな資料が出てくるんですが、その他にですね、施策の柱の1、施策の柱の2とか、施策の柱の3とかですね、項目があって、その添付するところにですね、それ、実はその封筒になってて、書いてその封筒に折るとそのまま送れるという仕組みになってるんですね。

だから、苫小牧市の場合は、「どっかに取りに行けよ。」とか、もちろんインターネットで取って、要するに送れるという方式を採ってるということですね。で、その裏側にまた紙を入れるんじゃないくて、裏に書いたらその封筒を折ると実はそのまま送れるという。で、切手は着いた方が、市が負担するというような仕組みになっています。

それから、もう一つ面白いのはキッズ、子供たちの意見を非常に集めているという。で、今、これ、実は7月3日までやってるので集約数が分からないんですが、既にちょっと終わった物件（案件）、そこには付けておりませんが、札幌市がですね、戦略ビジョンでまちづくりの基本方針っていう10年間の基本方針というのを、先日、出しまして、集計したものが実はあるんです。で、同じような方式で大人のものの子供のものが実はあるんです。で、大人のものはですね、あの、その、10年間のまちづくりに対してはですね、札幌市は（人口が）100万超してますけども、146名が出して、件数とすると384件出てます、札幌市は。それから、ええと、その、どういう出し方をしたかっていうと、持ってきたのが42パーセント、持参で。何となくホームページとかインターネットで返すのかなと思っていたんですが、実は持参が42パーセント。ホームページが21パーセント、郵送が21パーセント、Eメールが12パーセントしかなくて、ファックスは3パーセントしかないんです。ですから、結構、関心ある人は役所にそのまま持って来たっていう人が、多分、これは持って来たのはこの封筒に書かないで、もうちょっと長く文書を書いて持って来たんじゃないのかなって思うんですが、そうになってました。

それから、もう一つですね、子供たちが実はキッズコメントっていってですね、出しているのが小学校4年生以下もあるんですけども中学3年生までで、1、233名。子供たちが意見を出しています。高校生は入ってません、中学3年生までです。で、もうそこにあるのが子供向けの文書です。それを見ると大人もよく分かるんですね、実は。

そういう形で市は札幌市がですね、実は出しています。今、私が言った数値は、今回の今の皆さんのエネルギーの話ではなくて、1個前に終わった、ちょっと前に終わったあの

パブリックコメントの数字です。ですから、多分、今回もこのエネルギーに対しては子供たちはかなり関心があるので、同じようなぐらい、もうちょっと多くパブリックコメントが出てきたり集まるのかなって気がしています。

で、あの、私がなぜそれをコピーしたかっていうと、札幌市が「意見を求めているよ。」ってというのがすごく伝わってくるというか、あの、冷たい感じがしないんですね。それから、箇条書きにちょっと書きやすくなっている。「できるだけ出してください。」っていうことがちょっと伝わるかなあ。」っていうことで、ちょっと提出をさせていただきました。

●青山委員 すごい分かりやすい。

●高野会長 はい。ということで、住民投票条例もそうだし、まあ、特に多分、今回「市の権限に属さない事項」は、多分、前回の審議会でもかなり色々な意見が出まして、まあ、この話をすると、多分、答えがいつまで経っても出なくなってしまうので、「市の権限に属さない事項」について、もちろん意見は色々あって、色々な考え方があるっていうのは、まあ、前回の審議会では分かっているんですけども、そこで話を空転させてしまうというのもちょっとどうしようもなくなってしまうので、「市の権限に属さない事項」については、まあ、今のところ「除外事項にすべきだ。（「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない。）」ってというのが有力な意見だと。

ただ、まあ、それ以外の「除外規定としない方がいいんじゃないか。（行政素案のとおり、「市の権限に属さない事項」の除外規定を置く。）」って意見ももちろんありますので、一応、飽くまで現段階として一つまとめる方向としては「除外事項として規定しない。（「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない。）」ということが適切であるという意見が有力であるというところで、まず、一度、閉めたいと思います。

で、その部分についても、まあ、事務局の方から、まあ、話がありましたとおり、住民投票制度の、その市民周知の中で、市民自治推進会議による任意のパブリックコメントをかけるという部分でまあ、多分、意見がまた出てくると思いますので、その出てきた意見を踏まえて、あた、この会議で考えるべき話なんじゃないかと思しますので、「市の権限に属さない事項」については、今のところ「除外事項として規定する（「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない。）ことを有力とします。」ということで、一つまとめたいと思います。

一番問題なのは、多分、市民周知の部分。今、副会長の方から札幌市のパブリックコメントの仕方ということで出ましたので、委員の方から「私は、こういうのをやると、意見出しやすいな。」とか、「こういうふうにしたら、もっと集まるとは思います。」とかという意見をちょっと伺って、それをまあ、住民投票のその、パブリックコメント。我々がする任意のパブリックコメントに役立てたいなあと思しますので、その部分について、ちょっと意見を求めたいと思います。

●川島委員 ちょっと、その前にいいですかね。

●高野会長 はい。

●川島委員 あの、今、会長がお話したね、あの、前回の議論のときに「市の権限に属さない事項をどう取り扱うか。」ということで、「除外事項として規定しない。」という、「そういう結論に、まず、したいんだ。」ということですか。

●高野会長 一応、あのときは、その意見をもって「除外事項として規定しないということがいいんじゃないか。」っていう意見と、あと、「ちょっと、考えるのに判断できない。」っていう意見と、もちろんありました。で、「除外事項として規定しない。」という意見が、まあ、一応、多数決では少し多かったという部分がありましたので、そういった部分で、まあ、適切ではないかということで、まあ、考えているというふうに今、この会議としてはまとめるべきではないかという話ですね。

●川島委員 あの、ちょっと言葉が非常に難しいので、あの、かいつまんで言うと、「結局、どんなことでも住民投票の対象になりますよ。」という、そういう意味で、私たちはこれを捉えようという、それで。そういう理解ですか、簡単に、平たく言えば。

●佐藤副会長 そうですね。

●川島委員 例えばあの、前に行政素案にあったような、まあ、防衛とか外交とか、ああいったところはあるんだけど、市民の方が「いや、例えば防衛について意見を言いたい。」ということがあれば、それが投票できるという、そういう話（ですか）。

●高野会長 はい、投票できるというか、まあ、

●川島委員 まあ、「そういう話を（住民投票で）進めていけるんだ。」という、「手続きを開始できるんだ。」という、そういうことですね。

まあ、私、個人的には、あの、「無理な話なんじゃないか。」っていうのが私は思ってますけど。まあ、少なくともここで一定の結論出さないと、次、進めないんでね。それはそれで、あれですけど。

でもただ、その辺はちょっとはっきりと、あの、手続踏まないと、「本当そうだったか。」っていうふうになっても困りますから、きちんとやっぱりそこ、進めて確認をさせていただいて、

●高野会長 パブリックコメントをかけるときには、もちろん、「そういう意見ももちろんありました。」っていうことは、必ず出さなければ、多分、ならないと思いますので、それを踏まえて意見を募集して、どういう結論が出るのかっていう。まあ、飽くまで我々のこの少ない人数での協議の結果と、実際、どれだけの人がパブリックコメントを出してくれるか分かりませんが、その、市民、実際に出したときに市民との意見に差が出てくるっていうことは普通に考えられると思いますので、まず、それはその方向、色んな多方向があった中で、まあ、結論として「この会議ではその方向で進めようと考えていますが、いかがなものでしょうか。」というような形で意見募集する形になると思います。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、私ども、前回までの議論をあの、聞かせていただいていた中での、その、私どもの理解といたしましては、意見としては確かにその、「市の権限に属さない事項」というのを（除外事項として）規定しない。」というのが、あの、数字としては多かったのは事実なのですが、会の総意としての合意までには至っていなかったというような認識をしております。

それで、最終的にパブリックコメント等々で、まあ、そういったことも踏まえて色々な意見が出てきた中で、最終的に（判断する）。現時点では、その、「市の権限に属さない事項」というのを（除外事項として）規定しない。」という意見は、意見としては有力だけれ

ども、まだ決め切れていないと。それで、最終的にその判断をするに当たっては、市民等々の意見を踏まえた中で、最終答申の段階で会（市民自治推進会議）として決定をしたいというような流れだったと承知しておるんですけども。

●佐藤副会長 はい。

●高野会長 はい。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そのような理解ということでよろしいでしょうか。

●高野会長 はい。様々な意見が出てるのは事実ですから。まあ、もちろんメリット、デメリット、両方にありますんで、それについては出せる情報は全て出すべきだろうと。その上で判断してもらおうという形は間違いないと思います。

●佐藤副会長 ですから、事務局側の提案のように、先ほどから皆さんが言っているように、「パブリックコメントは、要するに、役所のしゃん、しゃん、しゃんじゃないか。」っていうのをまず排除するためには、市民の意見を聴いてから我々も決断をするという形ですよね。

今の段階としてはこれ（「市の権限に属さない事項」というのを除外事項として規定しないという意見）が多いけども、飽くまでも市民のパブリックコメントとか色んなものを聴きながら、最終的な答えを決めていくという形ですよね。

●高野会長 決してこれに誘導するようなその、多分、設問、（選択）肢の仕方にと多分、まずいと思うので、そこは多分、事務局とこの会議で協議した上でどういう言葉でパブリックコメントかけるのかって、

●佐藤副会長 いや、「事務局」っていうよりは。

ですから、ここで書いてる行政素案に、市民からの意見を十分踏まえた上で答申をする。ですから、ここ（市民自治推進会議）の答申をするに当たっては、この部分だけは今の原案っていうか、この中で進めるという形ですよね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、その部分はですね、「行政素案で良いかどうか。」という聴き方ではなくてですね、あの、当然、（市民自治推進会議における）議論の経過を公表すると。で、賛否両論出ているけれども、（市民自治推進会議としての）意見としては、「市の権限に属さない事項」という除外項目を規定しないことは有力ですと。それを事実としてお伝えをした中で、「市民の皆さんは、最終的にその考え方についてどうでしょうか。」というような意見をいただいた中で、最終的に答申の時期がどの時期になるかという問題がありますが、答申のときには会（市民自治推進会議）として考え方を決めていただくという流れになるということです。

○事務局（木村政策推進室長） ですから、この場で結論めいた、今の会議の中で結論めいたことには至らないということになりますっていう、

●佐藤副会長 よろしいですよ、そういうことですよ。

●谷岡委員 はい、そういうことです。

●佐藤副会長 そうしないと、さっきから言ってるように「市民の意見は何だったんだ。」っていうことになるわけでしょうから。

そういう形で、そういうふうになってたとは思いますが、そうですね。

●川島委員 あの、すみません。

いや、色んなこう、御意見があったんでね。何が最後の私たちの最終意見だったのかなってというのが、ちょっと私自身もはっきりしなかったものですから、さっき、あの、いくつかお尋ねをしたんですよ。

それで、あの、まあ、色々、市民の方にこう、色々お話を聴くのもいいんだけど、ちょっと心配なのは、逆に、「じゃあ、この会議はね、何を決めたんですか。」って、こう、逆質問を受けると、私もどうして答えていけなくなっていくところで迷ってしまうのが一つありますね。

●佐藤副会長 いや、ですから、会としては、あの、全員では、全員一致ではないですけども、会としては設けないと。（市の）権限に属さない（事項）の除外規定）を設けないというところで、今、話は主力であるという、ことなんじゃないでしょうか。

と、私は理解してたんですけど、どうでしょうか。

●川島委員 まあ、色んなね御意見あるから、それはそれであれですけども。

ですから、「本当に聴き方が難しいな。」っていう、私は思うんですよ。これまでは一つのある程度の総意を尋ねると。で、それについて御意見の中で修正を図るっていうのが一つ基本的な考えがあるんですけど、あの、会議の総意が、まあ、ある意味二分しているとか、そういった中で尋ねたときに、じゃあ、市民の方から逆に「（市民自治推進）会議は、どっちですか。」という御質問がきたときには、難しいなという。何かそんなような気がしていますということです。

●谷岡委員 飽くまでも「市の権限に属さない事項」については合意はしてないわけだから、今の事務局の言った、あの、説明で僕はいいような気がするんですけどもね。

●佐藤副会長 いいと思います。そうだと思います。

そここのところだけ、皆さんその、いわゆる、きちっとした考え方だけをやっとかないと。

●谷岡委員 考え方持たないと、後でばらばらになると大変な目に合うんで。

●佐藤副会長 そこだけ、確認した方がいいんじゃないですか。

●青山委員 私は異議はありません。

●竹谷委員 異議ありません。

●谷岡委員 いや、多数決採って、きつとして、今のやつは手を挙げてきちっと確認をした方がいいんじゃないですか。事務局の言ったことで説明が良いか悪いかってこと。

これ、重要だと思います。

●水口委員 僕は、前回言ったのと変更してもって言ったらかおかしいけど、考え方がちょっと変わったんですけども、それは今日の立場ということでもいいんですよ。

●谷岡委員 （前回の意見は）関係ないです。そうですね。

●水口委員 前はどっちかっていうと、ちょっとこう、規制（「市の権限に属さない事項」という除外事項）を設けた方がいいのかなっていうふうに思ったんですけども、結果的には、あの、設けなくてもこう、（住民投票を）やろうとしているときに、その前段で、はじめられるっていったらおかしい。そういうことでいけば、何でもいいかっていったらおかしいけども、その辺を尊重してやればいいのかなんて思ったんで、まあ、（「市の権限に属さない事項」という除外事項を）規定しなくてもいいんじゃないかなって、今の意見です。

●高野会長 そうすると、どうなんでしょう。また、その話をするとなれば、また全員に聴くしかないっていうことになるんですけど。

●谷岡委員 いや、今のやつで手を挙げて、異議がないかどうかって。

●佐藤副会長 皆さんが「それで確認してます。」ってことだけやればいいんじゃないですか。

●谷岡委員 そうですよ。

●佐藤副会長 この事務局案で、はい。

●高野会長 事務局が今、提案したそのやり方でよいというのであれば、挙手の方をお願いしたいのですが、よいでしょうか。

●川島委員 要するに、ごめんなさい。あの、「今、現段階では白黒はないんですよ。」と。ただ、「そういう、この会議の中では、意見が多数ありました。」という、そこを伝えるということですか。それを伝えるという、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） はい、そのような趣旨です。

様々な議論がなされてきて、その、「市の権限に属さない事項」を（除外事項として）規定しないという考え方は（市民自治推進会議としては）有力ではあるけれども、それについては、現時点ではまだ、あの、最終的な会（市民自治推進会議）としての総意をいただいている状況ではないと。「それが、現在のその、「市の権限に属さない事項」の推進会議における現時点における検討状況です。」ということ公表していくという考え方です。

●水口委員 公表することによって、どうなんですかね。その、市民がもし、その、いや、まだ、その全然一致してないのを市民に投げかけられたって、逆に、反対の。反対って言うかさ、逆の意見が出た場合に、調整っていうのはどうなんですかね。

先ほど佐藤さんが言ったように、こちらの言ったように、その、何て言うんですか。ここで決めたことが覆されるってことはないと思うけども、そういうふうになった場合、対

応としては、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あ、まずですね、まだ、結論が出ていないということになりますので、例えばその「市の権限に属さない事項」を規定すべきだ。」という市民意見が多くてですね、最終的にそれらを勘案して最終的な答申の段階でそのような会（市民自治推進会議）としての結論に至ればそのようなことになりすし、また、あの、「やはり、そういう除外事項を設けるのは適切ではないんだ。」という意見が多くて、それを踏まえて市民自治推進会議で検討した結果、最終答申ではそれを除外規定としては載せないというような結論で答申をすると（いう結論）。まあ、いずれの2パターンの答申が現時点ではあり得るということです。

ですから、ただ、その、「市の権限に属さない事項」についての議論というのは賛否両論今までなされてきたので、そのような考え方を市民に対してお示しをして、それがあの、そういう検討をこの推進会議としてしてきたという事実をですね、公表することによって、最終的に、じゃあ、市民の皆様方はそれについてどういう御意見なのか、「賛成なのか」、「反対なのか」、「市の権限に属する、属さない事項を規定すべきなのか、どうなのか。」という様々な意見をもらった中でですね、最終的な市民自治推進会議としての決断をその時点で下すというような形になるかと考えております。

●佐藤副会長 ですから、「反対が多いから、ここの会も反対するか。」っていうことではないということなんです。それを踏まえて、その会として判断をするという。

そうしないと、皆さんが言っているように「市民の意見は何だったんだ。」って。だから、「(意見として) 来たものは、もう一度、検討はするけども。」ということは、前提だと思うんですね。ただ多いから、反対が多いから反対するかっていうことではないんだと思うんです。

●川島委員 すいません。私、個人的には、もう結論を一つにまとめてね。あの、「賛成あり」、「反対あり」で明らかにしてまとめて、それで、お話、あの、流した方がよろしいんではないかなっていうのは個人的には思うんです。

●水口委員 （市民自治推進会議としての総意を）採れるんだったら、その方がベターかもしれない。

●高野会長 （市民自治推進会議としての総意を）採れるなら、それはもちろんその方がまあ、いいと思うんですが。

●佐藤副会長 でも、そう簡単に出る意見（結論）ではないと。皆さんが今までも出てきた中で、

●高野会長 うーん、まあ、今日、福井委員は欠席してますから、全員のいるときじゃないとそれはちょっと最終的には判断、多分（難しい）。

●佐藤副会長 どうなんですか、それはやっぱり、（結論）まとめないとまずいですか。

●青山委員 多分、会（市民自治推進会議）の考え方一つだと思うんですけど、僕は。あの、僕はもう完全に、議長（会長）判断でいいんじゃないかなと思いますけれども。

僕の意見としては、採ってもいいし、採らなくてもいいんじゃないかなっていうのは、どっちでも。

ただ、その決め方としての方法が二択あるうちのどっちかを選ぶっていうのは、この会で決めていいと思うんで。

●高野会長 二択じゃなくて三択になるっていう可能性もありますよね。あの、例えば「防衛とかはやりませんよ。」とかっていうふうに。

●青山委員 あの、ここの項目では三択ですけど、

●高野会長 そうですよね。前回はその3番目という考え方も、もちろんあります。条件付きで市がそれを確認したいとか、聴きたいといったときには（住民投票が）できるっていうようなやり方っていうのも、もちろんあると思いますので。その意見の方も、もちろんいらっしゃいました。

●水口委員 三択にすると、段々、裾野が広がって、そっちが大きくなったりして、四択で決めなきゃ。

●高野会長 あと、川島委員も谷岡委員も心配されてるのは、意見がまとまっていない段階で、多分、パブリックコメントかけると、ここで話し合った何回でしたかね、6回程度ですか。「何だったのか。」っていう質問がくるんじゃないかっていうのはもちろんあるとは思いますが、ただ、意見がまとまらなかつたというのは事実ですから、それを変えるわけにもいきませんので、それは、その結論は逆にそういう答えが出てきたときはまあ、真摯に受け止めるしかないんじゃないのかなと。

逆に、いい意見を出してくるっていう可能性も考えられるので、「ちょっと、きっちり話し合うべきだったんじゃないか。」とか、逆に「時間があまりにも短過ぎるから、そこでそれしか話し合うことができなかつたから、まとまらなかつたんじゃないか。」っていう意見も、もちろん出てくると思いますので、そうなったときは、やっぱり、「もうちょっと、中長期的な視点で物事を進めなければならなかつたんじゃないか。」っていう、まあ、ことも振り返るいい機会だったんじゃないかなとは思うんで。

それは、そういう意見でも別に僕はいいいんじゃないかなとは思うんですよね。（意見があればそれは真摯に受け止めましょうと。まとまらなかつたのは事実。今のところ、まとまっていませんから、それは事実なんで。

●青山委員 いいですか。

●高野会長 はい。

●青山委員 僕の考え方とすると、基本的に全員が合意をするっていうことはかなりレアケースだと思うので、これは民主主義の多数決でスパッと決めてしまってもいいんじゃないかっていうふうには思いますよね、基本的には。どこまで議論していても、多分、すり合わないものはいつまでもすり合わないと思うので。

●高野会長 多分、ここは、絶対すり合わないと思うんですよね。

●青山委員 で、それを時間延ばすだけであれば、もうバスッと決めてしまった方が。「こういう意見もあったけども、こういう形で決まりました。」っていう形でいいんじゃないかと思うんですけどね。で、その上で市民から広く意見を聴取するっていうのは、別にそれはかまわないと思うんですけども。

●高野会長 副会長がおっしゃったようなのはそれですよ、正に。「有力説としてはありますよ。」と、ただ、少数説っていうのももちろん必ずありますから「少数説ももちろんありますよ。」と。「飽くまで会としては方向性は、答えは明確には出ていませんが、おそらく有力説を採用すると思われれます。」っていう。

ただ、それで意見を募集して「市民の皆さん、どうですか。」ということですよ。

●佐藤副会長 あの、僕の個人的な感覚でいくと、「全部が決まってるものを意見書いたって、どうせどうにもならないだろう。」というところがあるとすればですよ、あるとすれば、「実は、我々の会も、実は色んな意見があって、決まってないんです。」と。「ですから、皆さん、第（9人目の委員として）、あの、ここにいる若しくは8人の他に若しくは第9人として、皆さんの意見は、どうなんですか。」っていうと、もう少し「自分はこうだ。」とか、「いや、皆が悩んでいるのも分かる。」とか、「何で悩んでんだ。」とか、「一発で決めれ。」とか、色んなものが逆に出てくるような気がするんですよ。

あの、今まではもうバシッと決まって「このとおりだぞ、どうだ。」っていうんじゃないかってね、「実は、我々も悩んでいるんだ。」と。だから、第9番目の委員として「皆さんの意見はどうなんですか。」っていうのは、逆な言い方をすると画期的ではないのかなど。会（市民自治推進会議）としてはまずいのかもしれないけど、どうなんでしょうか、その辺は。

●川島委員 私は青山委員の指示に従って、もう議論を尽くしたら、後はまあ、場合によっては会長一任でね、あの、一つの結果を得た方がよしいんじゃないかなあと思うんですよ。

●高野会長 ただ、これ、今、副会長が出していただいたその札幌市のパブリックコメントですよ。これ、結構、抽象的な部分ですよ。こう、答え、例えば条例案みたいのがもう既にあって、それに対して「パブリックコメントしてください。」っていうよりは、まあ、「ビジョンがこういうビジョンで、こう進めたいんで、どうでしょうか。」っていう、かなり抽象的な、多分、部分でパブリックコメントかけてると思うんですよ。特に小学生、中学生向けのを見ると「何をその、どうしたらいいんだ。」っていうのがやっぱりこれだと多分、分からないのが逆にいいんだろうなど。

色んな意見が、多分、出てくるために、こういうふうにあえて抽象的なものをパブリックコメントの対象にしているというふうに僕は思うんで。それを考えるとまあ、こういう答えの出ないものに対して、これからやろうと思ってるものに対してパブリックコメントをかけるっていうのは、別に悪いことではないのかなと思うんですよ。

●佐藤副会長 協議する全項目が決まってないっていったら、これは、あんまり、「お前たち（推進会議の委員は）、何やってんだ。」ってことでしょうか、一つの項目、特に難しい部分。私なんかは、あの、最初、だから、聞いているように、私はその、「外交だとか国防に関しては、あの、入れるべきじゃない。」と、まあ、個人的な意見ですよ。でも、もっと市民から色んなことを聴こうとすると、それはまあ、どうせ、私の頭の中では「どうせ

それは途中でつぶれるだろう。」という、さっき言ったようにね。（そんな）ところもあって、「それはそれで、飲み込んでいいんじゃないかな。」っていうふうには私は変わったんですけど。そういう意見も出てくる可能性はあるんじゃないかなと思って。

正直な話、要するに「悩んでるんです。」っていうところが1個あっても、決してさぼってるっていうふうには思われたいんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

●青山委員 スケジュール的にどうなんですか。その、パブコメをやって「どうだ。」っていう話は。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） まあ、私ども（答申を）「5月」ということで当初示していた（スケジュールの）中で、まあ、結論、得ていませんので、まあ、当然、スケジュール変更等々は、今後していかなければならないと。

で、今、お示した案というのは、飽くまでもですね、その、会（市民自治推進会議）としての成案を最終的に得るに当たっては、その、「市民からの意見を最終的に踏まえて、会（市民自治推進会議）として結論を出した方がよいのではないか。」というこれまでの（市民自治推進会議における）議論を踏まえた中での考え方になりますので、最終的にそのような形になればですね、スケジュール変更等々を、また新しいスケジュールをお示していく必要が出てくるかとは考えております。

○事務局（木村政策推進室長） ちょっといいですか。

●高野会長 はい。

○事務局（木村政策推進室長） あの、私どもとしては、（住民投票条例は）自治基本条例に規定されている、これ、もう、最後の条例制定になります、市民参加条例、住民投票条例。そういったことでは非常に重要な条例だというふうに考えておりますので、あの、「ここまでで、5月までで答申してくれ。」っていう形でスケジュールリングを示してましたけども、やはり、あの、もっともっと議論が必要であれば、していただいて結構だと思っておりますし、これが「いつまでに制定しなきゃいけない。」っていうタイムリミットは、うち、設けてませんので。ですから、一定のスケジュールリングは当初ありましたけれども、最終的に「そこじゃ駄目だ。」っていうふうには考えてませんので。

ですから、こういう形で色んな、あの、「市の権限に属する事項」に対して色んな御意見があるという中で、「市民自治推進会議」ってやっぱり市民自治を推進する本元の推進会議ですから、そういった中で色んな手法でもっと市民の声を聴きながら「この条例をもっといいものにしていこう。」「きちとこう、形付けていこう。」ということであっても、私たちは、全然、了としますし、そういった中で少し時間がかかるのがあれば、市民周知も含めてですね、そういうことも丁寧にやっていけるのであれば、それはそれで私ども「結構だ。」と思っておりますので、そういう私どもの考えっていうのは、そういうことになります。

●青山委員 なるほど、分かりました。

考えたら、やっぱりそうですね。会としての一定の結論みたいのを出して、聴いてみて、最終的な判断をその後にするっていうのがいいってことですよ。今の木村さんの話でいけば、そうですね。

○事務局（木村政策推進室長） はい。

●水口委員 どうなんだろう。時間をかけてやるのは、まあ、すごくいいことなんだけど。ただ、むやみやたらにこう、（時間を）かけても、どうなんだろう。ある程度、方向性を決めてやるべきで、そして、市民向けには、まあ、「ほとんどこういうことでしたよ。」って、まあ、「（「市の権限に属する事項」の除外規定を）規定しない。」ということやって、「だけでも、こういうこともありました。」みたいなね。「しかし、こういうこともありましたよ。」ぐらいで呼びかけた方がいいんで。こう、何か二つを提起して「我々は、こうでした。」っていうのが何かこう、市民サイドから見れば「何で、君たちが（決められないの）。」とかって。いや、佐藤さんが言うように、「決めれないぐらい、難しい。」っていうふうにとってくればいいけども。何かこう、逆の見方をすれば「何でお前たちが決められないのを、市民がどうのこうの。」って。まあ、意見は言えると思うんだけどね、どうなんだろう。

時間をかけてやるのも一つの方法なんだけど、ある程度結論じみたものあった方がいいんじゃないのかなって。まあ、先ほど言った青山委員みたく、ある程度、もう、白か黒かじゃないけども、それに似たぐらいの提案していったらどうなのかなって感じはするんですけどね。

●青山委員 ちょっとしたイメージなんですけれども、まあ、この会で、まあ、とりあえず一定の結論を出して、で、その、さっき言ったように、その、札幌でやってるっていうのは、「何かを求める。」という、ポヤッとした意見を求めると。「これに対して意見をくださいよ、どうぞ。」って話で、「決めかねてる。」ではなくて「これに対して意見ください。」って形にして、意見集約をしたもので、もう1回、最終的に決めるっていうのはどうなんですか。

●高野会長 それは、いいと思います。

●水口委員 結果的にはそういう形ですよ。

●佐藤副会長 それをしないと意見が出てこないと思いますよね、「どうせ、決まってるだろう。」って。

●青山委員 「これでいきましょう。」ってことではないっていうことですね。

●高野会長 逆に多分、パブリックコメントのかけ方としては、「住民投票条例を今、まあ、考えています。」と。今までだと、多分、その条例の素案みないのがこう、ワーッと書いてあって、それに対して「意見を求めます。」って言っても「もう、決まってるじゃん。」っていうふうになるんですけど。

今回、だから、飽くまで「住民投票条例の意見について求めています。」って書いてるんですけど、別に具体的に素案は出さないで「こういう考えを持っています。」と。「こういうものを、まあ、条文化しようと思います。」というような感じで書けば、多分、もうちょっと、多分、取っ付きやすいというか、分かりやすいものになるんじゃないかと。まあ、「こういうのだったら、こんな意見」、「こういう手法にした方がいいんじゃないの。」とか、まあ、色々、多分、意見が出やすくなると思うので、それはもちろん僕の頭の中では考えてはいるんですけど。

ただ、それがまあ、答えを出した方がやっぱりいいのかどうかというのは、ちょっと今、考えなければならないと思うんですよね。

●青山委員 ある程度、答え出さないと前に進まないですよ、今回は。

●高野会長 まあ、そうなんですよね。そこは、答えは僕個人としては出したいというのが正直なところなんですよね。

その方が確かに、まあ、示しが付くという言い方になっちゃうのかもしれないですけど、まあ、分かりやすいですよ、市民に説明する。説明責任、我々も説明責任がありますから。

●青山委員 結局、何も意見の言う、たたくもの（案）もない中で、「意見ください。」って話にもならないし、やっぱりこっち側としての提示はある程度した中でのやっぱり議論っていうか、意見を求めるのが、多分、ベストなんじゃないかと思うんですよね、（市民から意見を）求めるのであれば。

●佐藤副会長 いや、答えが出るんだったらいいと思いますよ、だから。私はそれで、全然。

●高野会長 答えが出るなら、この場で決めれるっていうのであれば、はい。

例えば「（市の権限に）属さない事項、除外事項を規定しないですよ。」と、「いや、それとも規定すべきだ。」と、まあ、もう二者択一になりますので、そのどちらかで挙手してもらって、それで答えが出るっていうのであれば、もう決めてしまえば、多分、事務局としても楽だと思いますが。

●青山委員 いや、多分、そういうことじゃなくて。木村さん言ってるのはそういうことじゃないですよ。

●高野会長 いや、多分、今後、進める上でも、多分、楽だと思いますよ。我々ももちろん楽ですけど。

●青山委員 いや、でも、楽、楽。「楽」とか「楽じゃない。」って話では、多分、ないと思うんですよね、木村さん、そういうことですよ。

○事務局（木村政策推進室長） あの、もっと本当に重要な条例であるという位置付けを持ってますんで、あの、そういう考え方がこの審議会の中で、推進会議の中で分かれてるんであれば、あの、「まだまだ、議論、もっと市民の皆さんから意見を聴いて、そういった中で最終的に判断されても、そういう時間的な余裕は、十分、私ども、あると思ってます。」ということなんですけども。

●佐藤副会長 もう一つの方法とすると、まあ、これだけやったことは会長はよく皆さんの御意見、知ってるんでしょうから、後はもう、さっき言ったように「会長に一任していく。」という方法も一つの方法なのかなと。

●青山委員 一任というか、多数の意見を取り入れた形で決めて、それについてのコメン

トをくださいっていうことですよ。

●高野会長 そしたら、今日、福井委員いないので、ちょっと、果たしてまあ、これでや  
っていいのかどうかってというのはもちろんあるんですが、今の段階で、まあ、「除外事項を  
規定しない方がよい。」という方の挙手と、あとは「規定すべきだ。」という方、挙手して  
いただいて、そのまあ、意見の有力な意見をまあ、会の意見として、まあ、ひとまず（決  
める）。

●佐藤副会長 それを踏まえて、会長さんが判断していただくという形になりますよね、

●高野会長 そうですね、それを見て、ちょっと、まあ、

●青山委員 一人ずつ、一言、これについては、コメントもらってった方がいいような気  
するんですけどね。

●高野会長 前回みたく、そうしましょうか。

前回の資料って、皆さんお持ちなんでしょうかね。住民投票に付することができるよう  
な部分の資料なんですけど。あるというのであれば、ちょっと、出していただいた方が。

●青山委員 これ（前回会議提出資料「市政の重要な課題（「市の権限に属さない事項」に  
関する部分）について）ですよ。

●佐藤副会長 これです、横書きになっているやつです。「市の権限に属さない事項」の除  
外規定というものです。

●高野会長 それでは、時間もあまりないので、お一人ずつその部分についてちょっと伺  
いたいと思います。皆さん、資料はよろしいでしょうか。

市政の重要な課題、「市の権限に属さない事項」について、行政素案ではその部分につい  
ては制限しますという形になっています。で、まあ、皆さんにはそれをどうするのかとい  
うのをちょっとお一人ずつ伺いたいと思いますので、皆さんから一人ずつお答えの方をお  
願いしたいと思います。

川島委員からお願いします。

●川島委員 はい、私は行政素案がよろしいのではないかなというふうに思っています。  
あの、まあ、市長や議会が一生懸命こう議論を、まあ、していただくというところも含め  
て、これがいいのではないかなというふうに思います。

やっぱりこう、難しい部分に関して、あの、市民に意見を聴いてもなかなか次の結論が  
分からないのではないかなっていう気がするんですよ。ですから、そういう、こう、難  
しい問題に関しては、できるだけ市長や議会が（判断すると）。で、それ以外の点で、や  
っぱり市民から意見を聴くというような形がいいのではないかなというふうに考えます。

●高野会長 はい、谷岡委員。

●谷岡委員 はい。私も、あの、今、川島委員が言われたように、行政素案については、  
やはり、これは行政である市等が考えたものについてやはり進んでいくべきであって、こ

の、我々市民が意見を言うべきものではないような気がしております。

●高野会長 はい、水口委員。

●水口委員 ええと、私は先ほどから言ったように（「市の権限に属さない事項」の除外規定を）規定しない方向で。

前はちょっと違ったんですけども、そちらの方がいいんじゃないかなというふうに考えを変えました。以上です。

●高野会長 はい、家守委員。

●家守委員 はい、僕としては、重要な規定、（「市の権限に属さない事項」の）除外規定なしを前提なんですけども、まあ、一般的な市民に理解を求めるときには、やっぱり、前回と同様になるんですけど、「市の意思として明確に表示しようとする場合を除く。」という文言を入れて、理解しやすいようにした方がいいのかなと思います。

大前提としては、除外規定はないのが理想かなというところの考えではあります。

●高野会長 はい、川上委員、お願いします。

●川上委員 はい、私は、市の権限に属さない（事項という除外規定を置かない）方がいいかなって思ってます。

●高野会長 はい、竹谷委員、お願いします。

●竹谷委員 ええと、まあ、あの、（署名要件）4分の1でしたっけ。

●高野会長 4分の1です、はい。

●竹谷委員 4分の1集めるのか、50分の1集めるのかって話になったときに、4分の1も集めるんだから、極端な話、制限加えちゃったら、「何だ、この基本条例（住民投票条例）なんていないんじゃないか。」って。「そしたら、50分の1でもいいんじゃないか。」って話になっちゃうと思うんです。

それだったら（市の権限に）属さない事項（の除外規定を置かないこと）にした方がいいのかなと思います。

●高野会長 はい、青山委員。

●青山委員 はい。あの、前回は1（①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない）か、3（③市民検討懇話会案）で迷ってたんですけど、私は、結論、除外規定なしの方（①）でということで、僕は意思表示をしたいと思います。

●高野会長 はい、副会長。

●佐藤副会長 はい、私も除外規定がない形（①）で進めたいと思います。

●高野会長 はい。

はい、最後、私ですが、私も同様に除外規定がない方向（①）で考えていますので、会の結論といたしますか、部分としては権限に属さない事項（の除外規定）は設けないというのが有力説であるということで、これを基に、まあ、考えていくということで進めたいと思います。

●佐藤副会長 はい。

●青山委員 福井さん、前回、どっちでしたっけ。福井さんもそう（①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない）でしたっけ。

●高野会長 福井委員も権限なし（「市の権限に属さない事項」の除外規定なし）だったと。

●佐藤副会長 （「市の権限に属さない事項」の除外規定）なしです。

●高野会長 はい、結論、一定の結論が出ましたので。

一番やりたかった部分、市民周知の部分がこのままだと多分、時間がちょっと足りないんですが、どうでしょうかね、皆さんまあ、今まで市民周知の方法については多分、市で色々多分、やってきたものを多分たくさん見られてるかとは思いますが、どうでしょうか。

皆さん、パブリックコメントに自分で意見書いて出したって方、この中にいらっしゃいますか。別に、何に出したか聞きませんので。

●青山委員 過去に一回、何年か前に出した記憶あるなあ。

●高野会長 そのときはどうでしたか。あの、いや、これはその、募集している内容っていうのはすぐ理解して、「ああ、これは書けそうだ。」っていうことで、出されたんでしょうかね。

●青山委員 いや、正直言って、覚えてないです。数年前の話なので。2年くらい前かな。

●佐藤副会長 多分、その、書く以前の問題として、「これがパブリックコメントが出るか、出てないか。」っていうところから、あるんだろうと思うんですよね。「そんなこと、求めている。」「求めてたよ。」っていうこと自体が分かるか分からないかだと。それ言っちゃうと、きりがないんですけどね。

●青山委員 メールで送ったのかな、

●高野会長 そうなんですよ。さっきのホームページのどこに書いてあるんだか分からないっていうところから、スタートしなきゃならないんで。

●青山委員 かなり探した記憶はあるんですよ、前のも。

●高野会長 他、何か、パブリックコメントじゃなくてもかまわないですよ。例えば、住民説明会があって行ったことがありますとか。そういう方、いらっしゃらないですか。

●青山委員 住民説明会、行ったことないですね。っていうか、あることすら、僕は知らなかったというか、

●高野会長 あと、まちかどミーティングに参加したことがありますか。まあ、町内会とか皆さんやられてると思うんで、まあ、さくらじゃないですけど、半強制的に行ってるっていう方ももちろん、いるとは思いますが。

●青山委員 新聞見て、気付くぐらいですよ。

●水口委員 行ってます。

●高野会長 多分、タウンミーティング（まちかどミーティング）は行かれていますか。

●水口委員 町内会役員なので、行っています。

●高野会長 それ、その場でこう、何か手を挙げて意見述べたことっていうのはありますか。

●水口委員 ええ、あります。それは、事前に、あの、自治推進じゃない、自治推進（課）か、「意見を先にもし、こう、あれでしたら、このようなこと言います。」って。そうすると、この部局の部長さんが来てくれて、びっくりしましたけども、2回か3回（あります）。

●高野会長 その場でアドリブというか、何も通告なしで質問して、「こう教えてください。」って言って。

●水口委員 その場合、役所言葉で「対応して、ちゃんとします。」っていう。ちゃんと文書は来ますけどね。

●高野会長 文書で回答が来るんですね。

●水口委員 「どこの誰べえ」って、ちゃんと、多分、誰かが（会議録を）とってるんだと思うんですけども。それは文書でちゃんと、回答が来ます。

●竹谷委員 タウンミーティング（まちかどミーティング）のあれ（開催結果）、確かあの、（ホームページで）見れますよね。確か「こんな意見、出ましたよ。」っていうの。

●高野会長 あれ、最後ですかね、まとめのときには出てますよね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 年度末にですね、まあ、今年度の要望として出されたものというのが、年度末に出てきますので。

●竹谷委員 けど、そこも、いくの（まちかどミーティングの開催結果をホームページ上で探すの）に、大変なんですよ。

●高野会長 やっぱり、いくのに大変だっていう結論が、まず、一番先に出てるので、ちょっとこれ、我々がパブリックコメントかけるっていったときも、もうちょっと意見をこう、すぐ捨てるようなところにこう、ちょっと、置いてもらわないとならないかもしれないですね。

●佐藤副会長 あの、前に私、別な委員会でお話したことがあるんですけども、あの、確かに市のものは広報とか、あの、色んな、コミセンとかには置くんですけども、一般市民とすると、（苫小牧）民報とか、民報の下の所にね、「パブリックコメント募集」とか、それとあの、何ていうんですか、あの、ぐじゃぐじゃマーク。

●高野会長 QRコード。

●佐藤副会長 QRコード。「それをやると、これが開かざる。」とか。だから、市が民報に年間10万円払うから、それに載せれとかね。

いや、だって、せいぜい年間、15個くらいでしょ、パブリックコメント求めているの。

○事務局（木村政策推進室長） 「市役所だより」に全部、載っけてはいるんですね。

●佐藤副会長 あるんですね。

○事務局（木村政策推進室長） あります。

●高野会長 あれ、全部載ってるんですか。

○事務局（木村政策推進室長） あの、パブコメ募集は、全部、載ってるんじゃないでしょうか。

●高野会長 いや、前にちらっと聞いたのは、結構、その、ぎりぎりにパブコメ出そうとすると、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 基本的には広報周知が原則なんですけど、なかなかタイミングが間に合わないんですね、広告掲載としての位置付けの「市役所だより」の中で広報をしているということになります。

○事務局（木村政策推進室長） ダブリではやらないようにしてるんですね、きっと。広報に載せたものは、基本的には、そこはやってないと思います。

●高野会長 ダブリではやってないんですかね、あれ。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） やってる、まれに両方やってるケースもありますね、両方ありますね、少ないですけどね。

○事務局（木村政策推進室長） 基本はやらないと思います。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） 基本は、広報、載せれなかったものを（「市役所だ

より」に載せるということです）。

●佐藤副会長 広報は多分、載らないんだと思いますよ、ぎりぎりに出すんだから。広報ったら、2か月も何か月前じゃないと（載せられない）。編集期限があるんだから。

●高野会長 編集期限がありますもんね。

○事務局（木村政策推進室長） そういうものを（苫小牧）民報に載せるんですね、広報に間に合わなくて。

●佐藤副会長 だから、もう、「間違いなくね、そこに必ずパブリックコメントは出るんだ。」っていうふうにならないとね、「関心ある人は、やっぱりそこを見る。」って。これは、「それまで、分からない。」ってことになったら、それ、きりがないんですけど。こう、同じようないい場所にね。あの、いい場所に出てくると、大分、違うのかなと。

●水口委員 明日の（苫小牧）民報に書いてもらえばいいんだ。

●佐藤副会長 そう、そう、そう。

●青山委員 URL入力するのって、結構、面倒臭くて、今、検索で「パブリックコメント 苫小牧市」で入れると、直接、行けるんですよ。

●佐藤副会長 行けるんですよ。私もそれでしか探してないです。

●青山委員 だから、「その検索でいけますよ。」っていうような話にすれば、もっと入口が分かりやすくなる。

●高野会長 新聞の広告欄に「何々」って名前入れて、検索」とかって。何ていうんですか、広告みたいのありますよね。

●青山委員 検索窓に（入れるみあいな）ね。直接入力したら行けたんで。

●佐藤副会長 そうですよ。私もそれでしか探さないです。そういう方法で書いてもらえばまあ、分かりやすいのかなって。

●高野会長 まず、その、どこに意見が、その募集のそれを載せるのかっていうのは、ちょっとこれから考えなければならぬ話なので。まあ、ありとあらゆるところに載せたら、たくさん意見来るってわけでも多分、どうやらないようなので、今までのそのやり方と考えて、どう進めていくのかっていうのはちょっとやらないと分からないですよ。

●佐藤副会長 札幌市でも、146（件）ですからね、大人（の意見）。

●高野会長 多分、その10分の1以下ですから、まあ、15、6人出りゃ、いいんじゃないかっていうことですよ。そうすると、まあ、

●青山委員 適正な数っていったら、適正な数なんですよ。

●高野会長 適正な数は、15、6（人）っていったら、結構、そのくらい（意見）出ているもの（パブリックコメント）もたまにあるので。

ただ、これ、あれですよ。この「まちづくりの戦略ビジョン」とかって、多分、すごく曖昧なものでそれだけ来るっていうことは、結構、多分、自由に書いてオッケーなんだろうと思うんですよ。「僕だったら、こうする。」とか、「こういうふうにした方が、市民のためにいいんじゃないか。」とあって、多分、その程度で書けるだけのものを、多分、募集してたんじゃないかなって感じがするんですよ。ちょっと、裏資料がないんで分かりませんが。

●佐藤副会長 あの、エネルギーじゃないんですけど、それはですね、結構、項目があつてですね、その中からこう一つ、二つ選んで書いてるんですよ。若しくは、あの、まちづくりでいけば「冬道の安全に関する事」とか、「自然と伴に共生する事」とか、「遊び場に関する事」とか、「防災に関する事」とかいう項目があつて、それに自分がこう書いてくんですよ。

だから、その、極端な話、全部文書読まなくても「ああ、俺は遊び場に関する事だけ書きたい。」って思うと、そこだけ見て書けるんですよ。ところが今のパブリックコメントってのは全部読まないと作文コンクールじゃないけど、何かとんちんかんな意見になってしまうところがあつてですね。この辺はすごくうまいんだと思うんですよ、札幌市は。

●高野会長 そういう大枠の、そのまあ、項目があつて、それに対して意見を、

●佐藤副会長 「いじめ不登校に関する事」なんてあつてですね、すごく件数が高いんですよ、やっぱり応募件数が。

●高野会長 それは、ちょっと、どういうふうにしてるのかってというのは、まあ、システムをちょっと見てみたいですね、そのやり方の。

うまくうちの自治体に取り入れられるのかって言われると、まあ、それはちょっと分かりませんが。やり方としては、まあ、悪くないし、意見の募集がそれだけ（うまい）、そこそこ（意見が）来ているっていう部分は、一定の評価をしなければならぬと思いますよ。そのやり方についてはちょっとまあ、私も調べてみたいなど。

●佐藤副会長 あと、札幌市で、別のやつ（パブリックコメント）では、意見だけではなくて、「それはいいね」というところに「○」付けるだけっていうものもあるんですよ。要するに、ツイッター（フェイスブック）の「いいね！」じゃないんですけども、「私はそれ、賛成」というところに「○」を付ける。

で、前、先生、確か言われたように「反対はするんだけど、「いいね」は拾えない。」ってことあるじゃないですか。そういうのを別なパブリック（コメント）でやってましたですね。それだったら何か、その、封筒が付いて「○」付けて送るぐらいなら、俺もできるかな。」というところはありますよ。

●竹谷委員 いや、極端な話、あの、火曜サスペンスじゃないけど、「最後の結末は、どうなのよ。」って。「そのプロセスは、いいから。」って。「何について聴きたいの、あなたた

ち。」って話なんですよ、極端な話。

だから、そのプロセスは「何か難しいこと書いてんな。」って、「だんだん読むの、ああ、面倒臭いな。」って、「ああ、もうやめた。」ってなっちゃうんですよ。だから、難しく難しくしようとしなくて、極端な話、あの、小学生でも分かるようだったら、大人でも分かるんです、極端な話。この札幌市のエネルギーのあれじゃないんですけど。あれだったら極端な話、大人見ても、「こっちの方簡単だから、これなら出そう。」ってなるんですけど、どうも「難しくしよう、しよう。」として、「答えは何なの。」って。それこそ火曜サスペンスの「最後の結末は何なの。」って。「何をあなたたちはしたいの。」っていうのが分からないんです、極端な話、パブリックコメント見ても。

だから、分かりやすく。それこそ、さっきの佐藤副会長の話じゃないけど「賛成か」、「反対か」っていうあれだけでもいいと思うんです。そうしないと、極端な話、「パブリックコメント、0件でしたよ。」って、「やあ、よかった、よかった。」って、去年も毎年同じ話してるんですけど、「0件だから、何も来なかったから、まあ、そのままやっちゃえ。」って感じになるのであれば、1件でも2件でも来る方法を考えてかないと、極端な話、「何も努力しませんでした。」って、「難しい文書、作りました。」って、「その文書作る能力があれば、他のこと考えれよ。」って、「簡単なこと、考えれよ。」っていう話なんですよ。

●佐藤副会長 私の個人意見とすると、これはやっぱり、行政っていうか、中村さんに「何か考えれ。」って言うだけじゃなくてね、我々も宿題として「こういうんだったら、俺もまあちょっと「○」付けるなり、書けるよね。」っていうところを、やっぱりちょっと我々も責任を負いながら、あの、宿題として何かを持ってくるっていうのも、あの、方法かなっていうふうには思うんですね。

●高野会長 そうですね。

●竹谷委員 うん。

●高野会長 多分、事務局にはその、文書のその（案を）、まあ、これで合ってるのかって添削的なものは必ずしてもらわなければならないとは思いますが、パブリックコメントはするという方向で多分、今、話はまとまっているので、（市民自治推進会議として）するというのであれば、副会長がおっしゃったような自分たちでやるわけですから、まあ、あの、自分たちで考えたものを一度やってみると。

●佐藤副会長 川島先生なんか、学生相手に「こういうんだったら、答える。」とか、何か先生、それでやりませんか。

●川島委員 いや、なかなか難しいですよ。あらかじめ、誘導的な、やっぱり設問によりけりですよ。設問をちょっと工夫していかないと、はい。

●佐藤副会長 若い人でも「これだったら、ちょっとまあ、参加するかな。」っていうようなところが、

●谷岡委員 いいですか。

●高野会長 はい。

●谷岡委員 これ、あの、パブリックコメントでその、いわゆる「賛成だと「○」を付ける。」とか「反対だったら「×」を付ける。」とかってすると、担当者にとってはやりきれない問題だと思うのね。そういうのばかりがくると、結局、賛成する人が多ければいいけども、結果的にあの、今、さっきあの出ましたタウンミーティング（まちかどミーティング）の場合だと、やはり地域と行政とが推進室（市民自治推進課）がやっておられるんですけどね、やはりその、密着してるから必ず約束をしたことは実行に移してくれているわけよね。それは行政にとっては大変な僕はエネルギーじゃないのかなという具合に思うのね。

やはり、それは、ただし、やはり住民の方もやはりやってくれるっていうことがあるから、やっぱり一生懸命集まるし、それは事前に要望しなくてもその場で新しいその思い付きで住民の方が言っても、やはりそれはまともに対応するという事は、本当に行政は大変だろうなあと思うのね、それについては。

それと同じようなことが、このパブリックコメントについては我々は一生懸命、不満はあるけれども、この辺がその、色んな意見があって、それがかなっておればいいけども、かなわない部分も出てくるわけですよ。そのときに、大変なことが起こるような気が、僕はしてるわけよね。というのは、まちが二分にもなって、無駄なお金を使わなければならないような、そんなようなことが起こったりもするような感じがしたから、僕は先ほどのことについてもあの、反対をしたんですけどね。

ある程度、どこかに歯止めを付けなければ、単なる権利ばかりの意識を主張することはどうなのかなと最近思っているもんですから、たまたまその意見だけを言いました。

●高野会長 市としては負担になるんですか、そのパブリックコメントの回答を作るということは。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、「パブリックコメントをどのように進めていくのか。」っていう問題が色々議論されておりますので、最終的に、ただ、あの、会の総意としてはですね、何らかの形での、その、市民の意見募集というかですね、市民からの意見を把握するという方向性は、あの、いただいたと考えておりますので、まあ、あとは具体的なやり方等々についてはですね、あの、なかなか会議という形で全てを決めていくというのは現実的に難しい部分もございますので、あの、会長さん、副会長さんと御相談していった中でですね、具体的な手法については会長さん副会長さんに一任していただけるような方策が仮に採れるのであれば、そのような形で、会としてのですね、合意をいただければありがたいと考えております。

●委員 異議なし。【委員了承】

●高野会長 今、事務局からもありましたとおり、今後の進め方ですね。まあ、中間報告という形を採ることも、多分、採った上での、まあ、パブリックコメントとかになると思いますが、その部分と、まあ、今後のその、パブリックコメントがいいやり方なのかどうか含めてですね、市民周知の方法については私と副会長に、今、一任されたということで、二人の方でちょっと考えていきたいと思っております。

(5) その他

●高野会長 はい、ちょっと時間過ぎましたね。その他、その他事務局の方から何か説明というのがありますでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） はい、最終的に、会長さん、副会長さんに一任という形になりましたけれども、あの、協議していった中でですね、その協議状況についてですね、委員さんの方にもフィードバックできるような形でですね、御連絡をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議論としては終わりましたけれども、7月中にですね、何らかの形でこれまでの経過を示せればと我々では考えておりますけれども、会長さん副会長さんの方と十分相談しながらですね、進めたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

●高野会長 はい。

他、何かありますかね、特にはないでしょうかね。

それでは、長い間、すいません。皆さん、今日の会議、26年度第2回目の市民自治推進会議の方、終了とさせていただきます。お疲れ様でした。

●会場 お疲れ様でした。

### 3 閉会